

令和4年12月19日
交野市立第二中学校同窓会
会長 出水 淑郎 (1期生)

交野二中同窓会規約(案)の改定について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、私たちの母校、交野市立第二中学校同窓会活動にご理解とご協力を賜り、深く感謝いたします。

さて、4月当初からご覧いただいていた『同窓会規約(案)』についてですが、創立50周年記念実行委員会の皆様には11月12日の会議にて、また、「学年代表幹事」「学年代表幹事(代理)」「連絡スタッフ」の皆様には11月30日付『交野二中同窓会規約(案)について』にて、それぞれ最終確認をお願いしてきたところです。

しかしながら、先日、学校の方から「個人情報保護の観点から、保護者確認のうえで全員の会員情報を集めることは難しい」との見解が出され、協議の結果、下記のように第14条を改定することとし、学校の了解を得ることとなりました。このことにより、同窓会として一般会員の個人情報は集めず、同窓会の情報は会員が自らホームページから得ることとし、役員(学年代表幹事等)はできる範囲でそれをサポートする、といった運用をしていきたいと思っております。

つきましては、急なお願いで申し訳ありませんが、この件で何かございましたら12月27日までにご連絡いただきますようお願いいたします。もし、特にならなければ予定通り、令和5年1月1日に施行させていただきます。本年度の中学3年生から学年代表幹事の選出を再開していただくよう、学校に依頼していきたいと存じます。

引き続き、50周年以降の同窓会活動へのさらなるご理解とご協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

記

第14条 (会員役員情報)

会員役員への連絡手段を主たる目的として、本会は会員役員の個人情報を収集し利用する。

- 2 新入会員役員については入会時に卒業年度の各クラスごとに氏名・住所・連絡先電話番号・メールアドレスを記載した名簿を本会あてに提出するものとする。
- 3 前項に関わる事務手続きは、母校卒業時の担任教員がそれぞれ担当し進めていただくものとする。
- 4 会員役員はその姓名、連絡先等に変更が生じた場合には、事務局に届け出るものとする。
- 5 会員役員の個人情報の管理にあたっては、各法令にしたがって厳正かつ安全に取扱うものとする。また、その名簿の管理は母校に依頼し、閲覧するには会長と母校校長の許可を要する。

参考：交野二中ホームページ <http://www.sch.city.katano.osaka.jp/katano2-j/>

(MENU一番下の【同窓会だより】をクリックしてください)